

○岡山市外国人市民会議設置条例

平成23年3月16日

市条例第13号

改正 平成24年3月26日市条例第15号

(設置)

第1条 地域社会の構成員である外国人市民の生活上の諸問題及び多文化共生社会の実現に関する必要事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市外国人市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 外国人市民施策に関すること。
- (2) 外国人市民の人権に関すること。
- (3) 外国人市民への支援に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 市民会議は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 外国人市民の生活上の諸問題等に関し知識、経験又は学識経験を有する者
- (2) 年齢満20歳以上である者
- (3) 本市の区域内において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により記録されている者のうち日本の国籍を有しない者であって、記録された期間が継続して1年以上あるもの
- (4) 日本語会話能力を有する者
- (5) 市政に関心があり、地域又は他の外国人との交流が盛んで、まちづくりについての積極性を有する者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に準ずると認める者を委員に委嘱することができる。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 市民会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 市民会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 市民会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 市民会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ、関係者に対し資料を提出させ、又は会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴くことができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、自らの国籍の属する国の代表としてではなく、本市のすべての外国人市民の代表として、職務を遂行しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が市民会議に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年市条例第15号)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

2 本市の区域内において住民基本台帳法第5条の規定により記録されている者であって、記録された期間及び廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条の規定により登録を受けた期間が継続し、かつ、それらの期間の合計が1年以上ある者は、第4条第1項第3号に規定する要件を満たすものとみなす。